

第1章 一般事項

1. 施工心得

公園灯の設置は公園の夜間利用及び保安用の照明設備として設置するものである。また、遊具等の公園施設と共に市民の憩いの場としての公園景観の重要な要素をなしている。したがって施工者はこれらのことを十分認識の上施工を行わなければならない。

良質で出来映えのよい工事完成を目指すには施工者の力量と誠意に期待するところが大きく、事実上の施工管理はもちろんのこと、現場に従事する関係作業者の現場業務を監理し、適正、円滑な工事施工を行うよう要望する。

2. 現場代理人の心がまえ

請負者は関係法令を遵守し、設計図書に基づいて工事を完成させる責務がある。

現場代理人は当該現場における請負者の代表であり、現場における一切の責任者であるから、自己の職責をよく自覚し、現場に従事する関係作業者を掌握指導して、工事の完遂に努力しなければならない。

3. 現場規律

現場での適正な職務を遂行するため、指揮・命令系統を確立し、各種業務を統括指導するとともに、施工技術面における監督を厳正にして良好な工事の完成に努める。

4. 関連工事との協調

土木、造園、植栽、給水等関連する工事に関しては、連係を保ち、工事の計画・進行・安全確保等について互いに協力しあい、円滑な工事進行をはかること。

5. 監督職員の指示

工事進捗にあたり、図面・仕様書の不明確な点や指示・決定を必要とする事項は、監督職員とよく連絡をとりその指示に従う。

また、公園灯の建柱位置等、重要な事項及び配管・埋設物等で後日の検査で確認できないものは、その都度、監督職員の立会又は指示を受ける。

6. 監督職員の立会・検査・承諾等

監督職員の立会・検査・承諾等を要する事項については、設計図書、本市契約約款等を熟読理解の上、監督職員と十分連絡をとり、あらかじめよく認識して遺漏のないようにする。

7. 報告

工事に関する事項、附近住民との間の関連事項等で必要と思われるものは、速やかに文書

又は口頭で報告する。

8. 適正な工程と工期の厳守

工事着手に先立ち、工程をよく検討し、定められた工期を厳守するよう誠意をもって施工すること。

また、電力会社への申込みについても速やかに行うこと。

9. 安全管理

公園は多数の市民が利用しており、特に都市における子供の主な遊び場である。施工にあたっては常に安全に注意し適切な安全確保をはからなければならない。

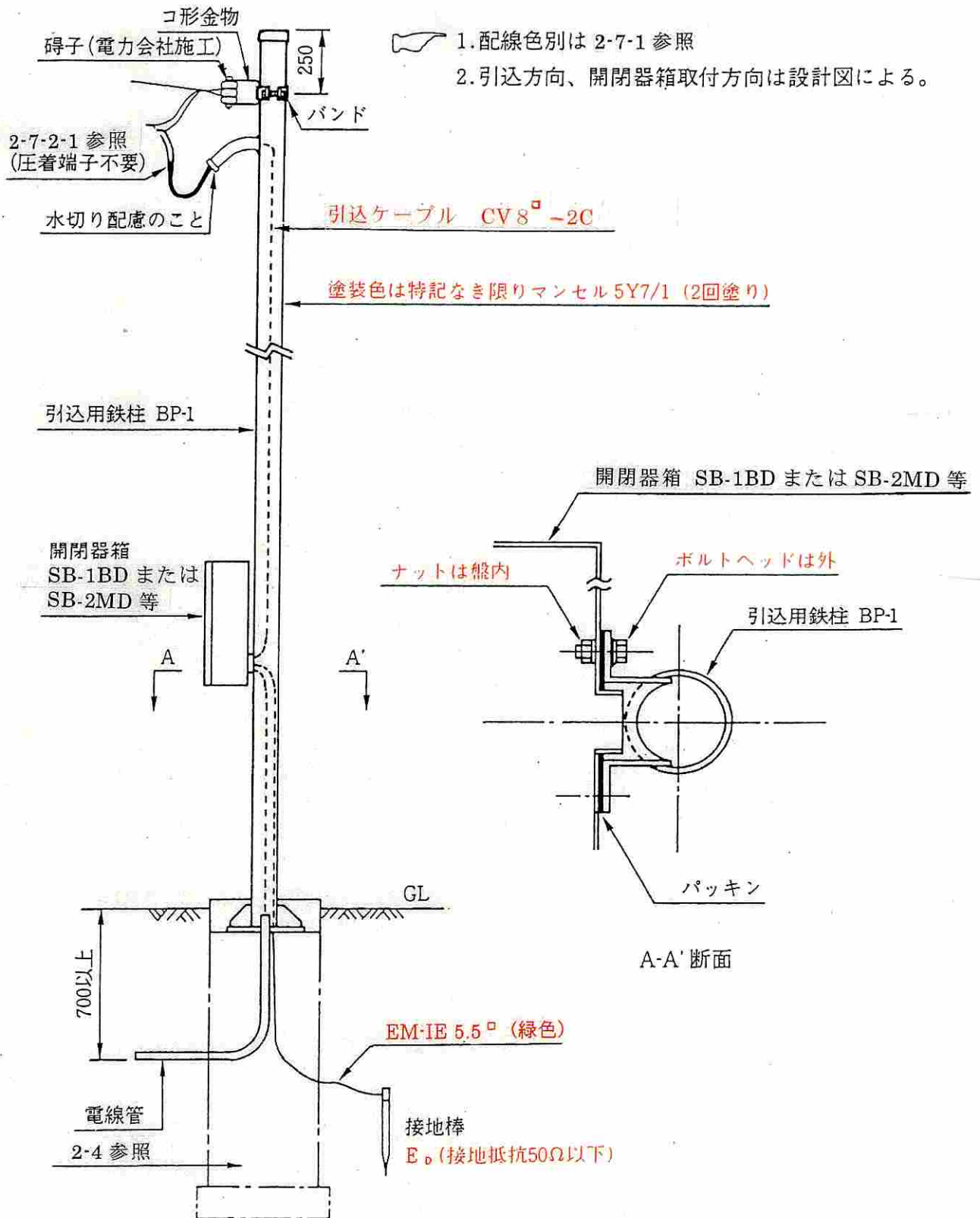
10. 関係法令の遵守

電気事業法、電気通信事業法、建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他関連法令及び内線規程（電気技術規程使用設備編）及び当局の請負工事標準仕様書等各種基準に準拠して施工する。

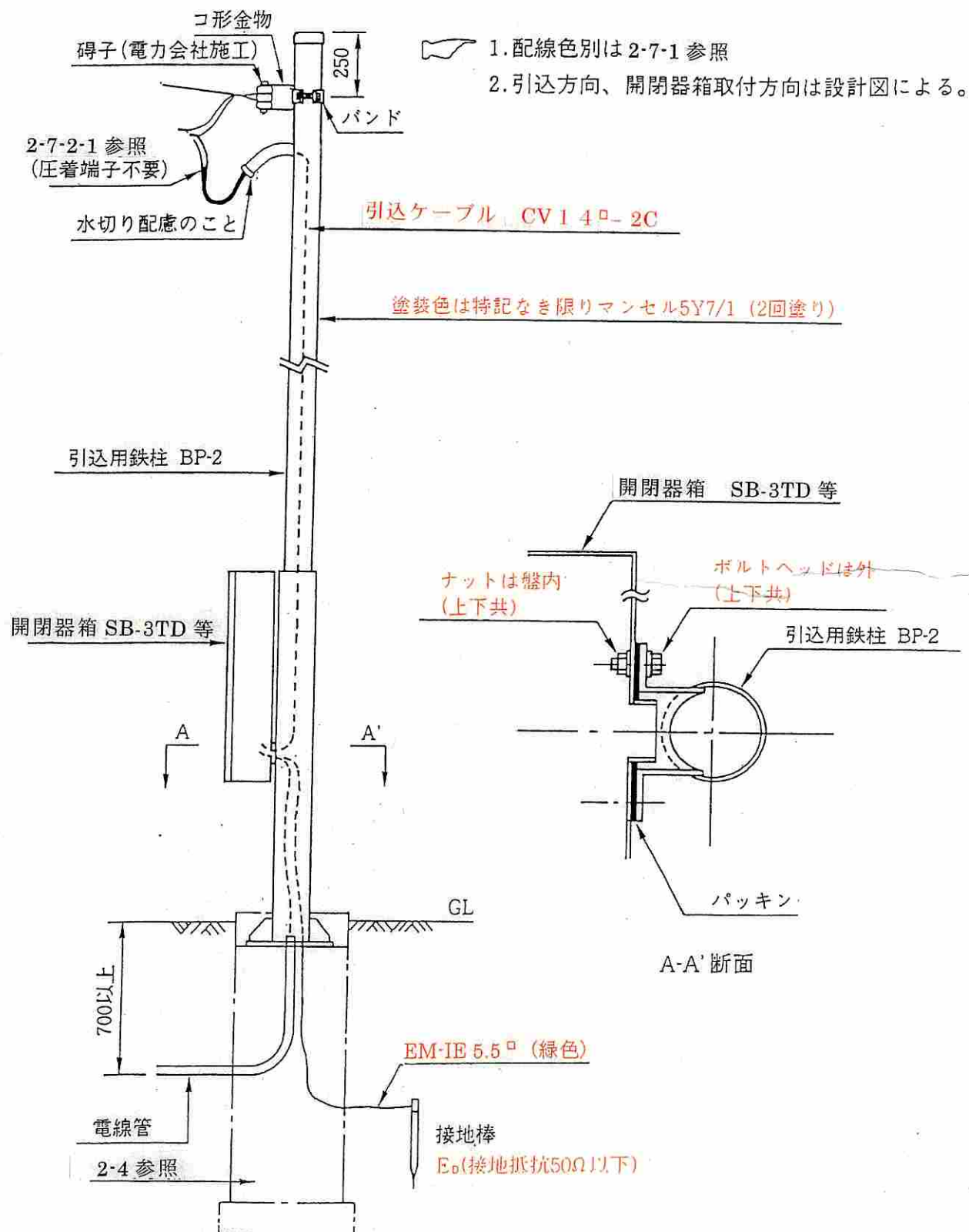
第2章 施 工 要 領

2-1 引込用鉄柱建柱

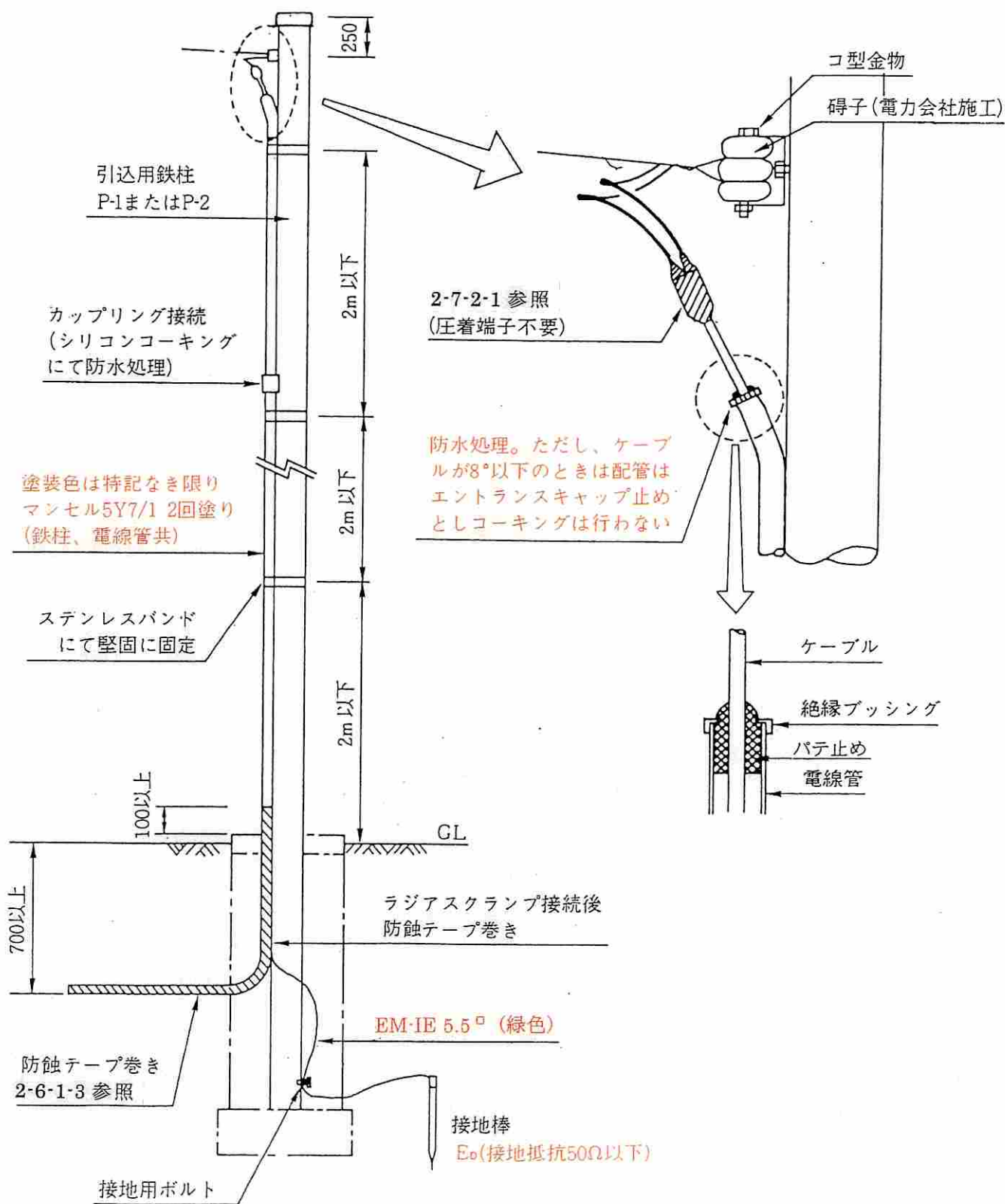
2-1-1 ベースプレート式 (BP-1)



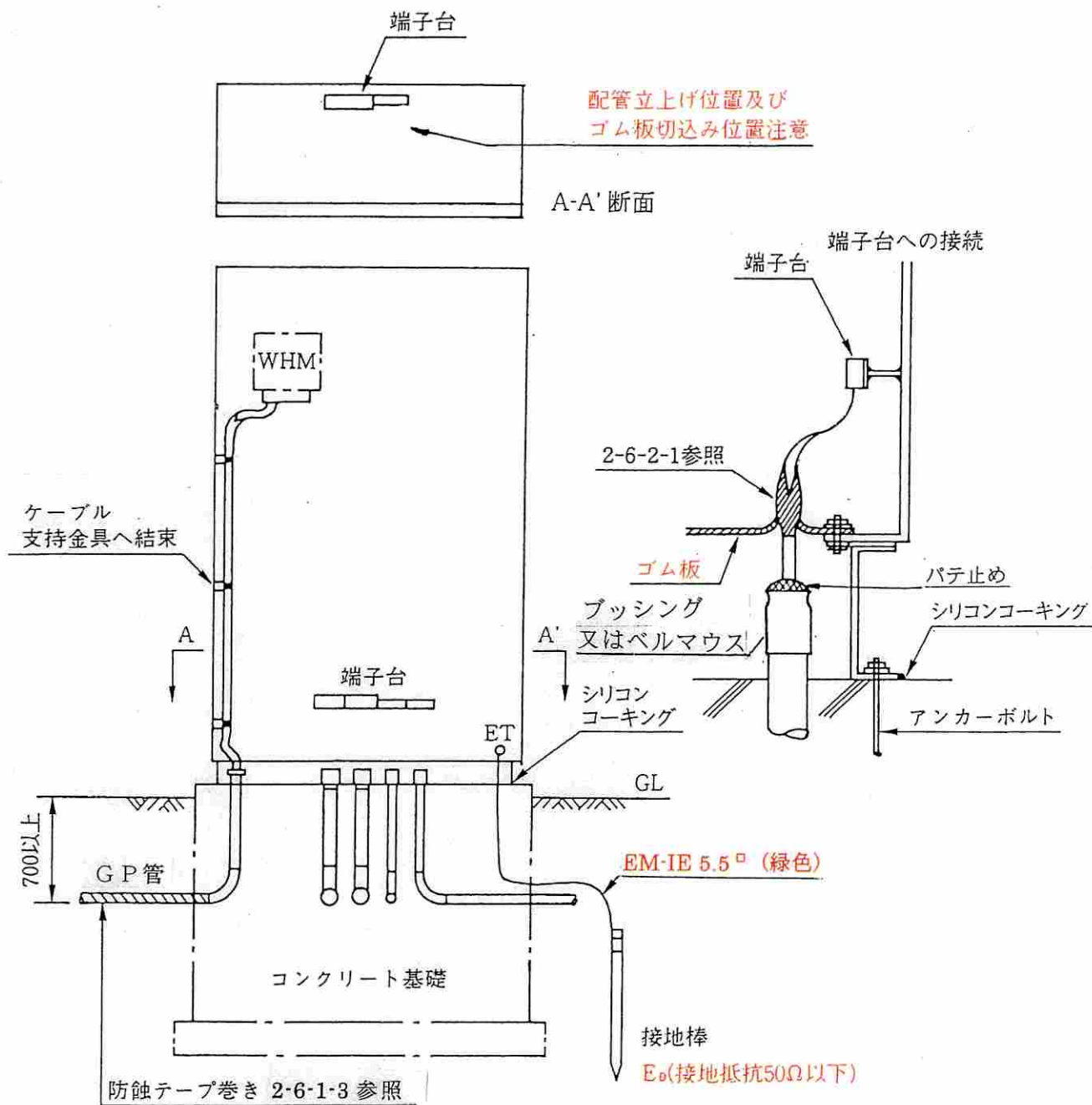
2-1-2 ベースプレート式 (BP-2)



2-1-3 埋込式 (P-1, P-2)



2-2 自立型制御盤据付



1. 配管の立ち上げ位置は端子台の位置を考慮のこと。
2. 配線色別は 2-7-1 参照